

社 会 教 育

第1節 社会教育一般

1 概 要

急激な現代社会の変化に対応して、県民一人ひとりが生涯にわたり豊かな生活を創造するため、各自がその世代に適した新しい生活課題や学習要求を持ち、自己啓発的活動を行う機会の充実に努めることは一層必要となっている。

そのため、多様化する県民意識の要求を的確に把握し、地域活動を中心とする各種の学習活動を充実するとともに、市町村における社会教育活動の振興を図るため、本県第2次長期総合計画・同短期計画ならびに昭和56年度県教育委員会重点施策にもとづき、昭和56年度の社会教育課の重点施策を次のように設定し、社会教育の機会の拡充と事業の充実に努めた。

(1) 社会教育活動の充実

県民の多様化・専門化する学習要求にこたえるため、生涯教育の構想に立って、各種の社会教育事業を充実し、県民自ら学習し生きがいを求める社会教育を推進する必要がある。

これが実現のため、市町村教育委員会ならびに関係機関団体と緊密な連携のもとに、社会教育活動の拡充を図った。

① 社会教育各種学級・講座の拡充

- ア 家庭教育学級の拡充について市町村の指導に当たる。
- イ 少年教室の開設促進について市町村の指導に当たる。
- ウ 青年学級、教室の開設促進について市町村の指導に当たる。
- エ 成人大学講座の充実を図るとともに、成人教育関係学級・講座等の開設促進について市町村の指導に当たる。

② 各種社会教育事業の拡充

- ア 家庭教育（幼児期）の相談事業の充実に努めるとともに、家庭教育セミナーの充実を図る。
- イ 青少年団体指導者の育成事業等青少年教育事業の充実を図る。
- ウ 高齢者教育指導者研修会等成人教育事業の充実を図る。

③ 社会教育関係団体の育成を団体活動の助長

- ア 各種少年団体の育成を図る。
- イ 各種青年団体の育成を図る。
- ウ 各種成人団体の育成を図る。
- エ ユネスコ協会の育成を図る。

④ 民間の有志指導者の発掘と養成のための各種研修事業の拡充を図る。

⑤ 県立社会教育施設における事業の拡充

- ア 図書館奉仕活動ならびに研修事業の充実に努め

る。

イ 少年自然の家主催事業の充実に努める。

ウ 海浜青年の家主催事業の充実に努める。

(2) 社会教育関係職員の充実

社会教育の一層の振興を図るためには、社会教育主事等専門職員をはじめ、社会教育施設の職員の定数増と専任化促進ならびに職員の資質の向上を図る必要がある。

これが実現のため、市町村教育委員会ならびに関係機関団体との緊密な連携のもとに関係職員の充実を図った。

① 教育委員会事務局職員のうち社会教育担当職員の定数増と専任化促進

- ア 社会教育主事等専門職員の定数増と専任化について指導に当たる。

② 社会教育施設職員の定数増と専任化促進

- ア 公民館職員等施設職員の定数増と専任化について指導に当たる。

③ 社会教育関係職員の研修事業の充実

- ア 社会教育主事、公民館職員等を対象とする研修事業の充実を図る。

(3) 社会教育施設・設備の充実

各種社会教育施設が整備されつつあるが、なお一層の整備充実を図ることは、社会教育振興上重要な課題のひとつである。市町村と緊密な連携のもとに計画的な整備充実を図った。

① 公民館の計画的な設置促進

- ア 公民館の計画的な建設ならびに設備の充実について市町村の指導に当たる。

② 公立図書館の設置促進

- ア 市町村立図書館の建設について市町村の指導に当たる。

③ 青少年教育施設の拡充整備

- ア 県少年自然の家、県海浜青年の家の整備に当たる。

④ 公立視聴覚ライブラリーの設置促進

- ア 視聴覚ライブラリー未設置市町村の解消について指導に当たる。

2 市町村社会教育主事等研修会

(1) 趣 旨

市町村社会教育主事、公民館主事に社会教育に関する専門的知識、技術の習得を図り、市町村における社会教育行政担当者としての資質の向上を図る。

(2) 期日、会場、参加者数

- ① 期 日 昭和56年9月16日～19日 3泊4日
- ② 会 場 県婦人会館（福島市飯坂町）
- ③ 参加者数 38名

(3) 講師、助言者

- ① 講 師 東北大学教育学部長・教授 塚本哲人